見附市総合型地域スポーツクラブ 規約

(趣旨)

第1条 この規約は、見附市総合型地域スポーツクラブ(以下、「MIKE スポ」という。)の運営について、特定非営利活動法人見附市スポーツ協会定款(以下、「定款」という。) に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(事業)

- 第2条 MIKE スポは、定款第3条の目的を達成するために、次の事業を行う。
 - (1) 教室、交流、イベントに関する事業
 - (2) 人材の育成・研修及びその支援に関する事業
 - (3) 相談・コーディネーションに関する事業
 - (4) 情報受発信及びその支援に関する事業

(種別)

第3条 MIKE スポの会員は、一般会員 (MIKE スポに入会した個人) をもって構成する。

(入会資格)

第4条 会員の入会については、別に定める諸規定を遵守する者であること。

(年会費)

第5条 会員は、別に定める年会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

- 第6条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。
 - (1) 会員から退会の申出があったとき。
 - (2) 会員が死亡したとき。
 - (3) 正当な理由なく会費を滞納し、催告を受けてもそれに応じず、納入しないとき
 - (4) 除名されたとき。

(退会)

第7条 会員は別に定める退会届を提出して、任意に退会することができる。

(除名)

- 第8条 会員が、次の各号の一に該当するに至ったときは、総合型運営委員会の議決により、 これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えな ければならない。
 - (1) 法令、又はこの規約等に違反したとき。
 - (2) MIKE スポの名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(拠出金品の不返還)

第9条 既に納入した入会金、会費及びその他の拠出金品は、これを返還しない。

(運営委員会)

- 第10条 第3条の事業を推進するため、MIKEスポ内に運営委員会を置く。
- 2 運営委員会は、事業の企画・立案・運営に関しての助言にあたるものとする。
- 3 運営委員会は、委員 10 人以内をもって組織する。
- 4 運営委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

(事務局)

- 第11条 MIKE スポの事務を処理するため、事務局を置く。
- 2 事務局には、クラブマネジャーその他の職員を置く。

(委任)

第 12 条 この規約に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、特定非営利活動 法人見附市スポーツ協会会長が別に定める。

附則

1 この規約は、令和4年4月1日から施行する。